

大阪薬科大学国際交流基金規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大阪薬科大学（以下「本学」という。）国際交流基金に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 国際交流基金は、本学における国際交流の推進を図り、もって本学における学術研究及び教育の活性化に資するために設置する。

(基金の原資及び運用資金)

第 3 条 本学創立百周年を記念して寄せられた寄附金の中から国際交流推進のために割り当てられた資金及び前条に掲げる目的で個人又は団体から寄附された資金は、本学国際交流基金の原資とする。

2 国際交流に関する運用資金（以下「国際交流運用資金」という。）は、本学国際交流基金を安全かつ有利な方法で運用して得た果実を充てる。

3 国際交流運用資金に不足が生じたときは、事業年度毎の予算の範囲内において、必要な資金を補填する。

(国際交流運用資金の使用)

第 4 条 国際交流運用資金は、次に定める事業の助成のために使用する。

(1) 海外学術交流協定大学等との間で実施する事業

(2) 前号を除く本学学生に対する渡航奨学事業

(3) 第 1 号を除く本学が受け入れた私費外国人留学生に対する奨学事業

(4) 外国人研究者等の招聘事業

(5) その他国際交流に必要な事業

2 前項に定めるほか、学長は国際交流の推進に関する事業のために国際交流運用資金を使用することができる。

3 前項に定める国際交流運用資金の使用は、理事長の承認を要する。

(事業年度)

第 5 条 国際交流運用資金による事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 23 日から施行する。(平成 21 年 6 月 23 日 理事会承認)

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(平成 24 年 12 月 18 日 理事会承認)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 2 月 17 日 理事会承認)

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 2 月 16 日 理事会承認)

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。(平成 30 年 1 月 30 日 理事長承認)